

一般社団法人日本循環器学会
2025年度施行 代議員（社員）選挙細則

2025年6月13日 制定

本細則は、本会代議員（社員）選出の為に定めるものである。

本会の代議員は定款第5条4項に基づき、2020年度第1回理事会（2020年6月12日）において定めた以下の条件を満たす者の中から選ばれることを要し、当該条件を満たす正会員は代議員選挙に立候補することができる。

- (1) 本会の目的と事業を理解し、支部における活動を行い、また本会の委員会委員になる等、本会の運営に積極的に参加する意志を有していること
- (2) 代議員（社員）として適切な理事を選出する為に、本会の活動内容などに関する情報を得て、十分な知見を兼ね備えていること
- (3) 本会の社員総会への出席が可能なこと
- (4) 学術集会や国際学会への協力が行えること

本選挙で選出された代議員（社員）の任期については、2026年4月1日から2028年3月31日までの2年間とする。

1. 選挙地区

選挙地区は、支部の9区とする。

2. 定数

- (1) 総選出数は全国で291名とし、全員を選挙により選出する。
- (2) 支部ごとの選出定数は、2025年3月31日（以下、基準日という）現在における2024年度会費納入済みの正会員数を基礎数とし、その百分率に基づき、理事会において決定する。

◎ 支部選出代議員数（2025年度第1回理事会（2025年6月13日開催）承認）

北海道支部	12名	東北支部	17名	関東甲信越支部	103名
東海支部	29名	北陸支部	7名	近畿支部	59名
中国支部	16名	四国支部	11名	九州支部	37名

- (3) 各支部に専門分野（内科・外科・小児科・その他）及び女性枠を設け、各専門分野及び女性枠毎に選出を行う
- (4) 各支部から選出する代議員数の10パーセント以上は、外科系会員でなければならない。
- (5) 各支部から選出する代議員数の5パーセント以上は、内科・外科以外を専門とする会員であることが望ましい。
- (6) 各支部における女性社員の割合は、その支部の正会員数に対する女性会員の割合以上でなければならない。その割合が1名に満たない場合は繰り上げとし1名以上を選出する。
- (7) 本条(4)(5)(6)に定める人数は、(2)に定める基礎数により、理事会において定める。
- (8) 選出人数合計が25名以上となる支部においては、小児科・その他を別々の枠として選出を行う。25名未満となる支部においては、小児科・その他を纏めて「その他分野（小児科・基礎含む）」として選出を行う。

3. 中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会の設置

- (1) 中央選挙管理委員会は、選挙実施年度の監事のうち1名を委員長とし、それ以外の監事と総務委員長により構成する。
- (2) 支部選挙管理委員会は各支部監事を支部選挙管理委員長とし、理事以外の者から委員若干名を定め設置する。

4. 選挙地区について

- (1) 被選挙資格者ならびに選挙資格者は、9支部の選挙地区のいずれかにおいて立候補・投票する。
- (2) 選挙地区は、本年5月31日現在の所属支部とする。
- (3) 留学中の場合は、本年5月31日までに希望の選挙地区を中央選挙管理委員会に申告する。申告がない場合、国内連絡先の地区を選挙地区とする。

5. 立候補について

[① 被選挙資格]

基準日において、2024年度会費を納入済みの正会員で、立候補した者とする。ただし、就任時（2026年4月1日）に満65歳以上、国籍が海外で海外在住の正会員は資格対象外とする。

[② 立候補の方法]

本年7月10日から7月28日までに電子選挙システム(以下、システム)を利用して立候補をする。

[③ 立候補の取り下げについて]

立候補受付後に取り下げを希望する場合は、8月4日正午までに中央選挙管理委員会宛にて受け付ける。

[④ 女性立候補者について]

女性が専門分野に立候補した場合、同時に女性枠にも立候補することとなる。いずれかのみに限定することはできない。

6. 立候補者の告示について

- (1) 立候補者名簿はシステムおよび、本会ホームページにて、本年8月8日から選挙地区ごとに告示する。
- (2) 告示された立候補者に対する疑義申し立てをするときは事由を付し、告示地区を明記して、立候補者告示期間中に中央選挙管理委員長宛に申告する。

7. 投票について

[① 選挙資格]

- (1) 選挙資格者は基準日現在において支部に所属している2024年度会費を納入済みの正会員とする。なお、支部に属している本学会名誉会員、特別会員及び功労会員はこの規定に拘らず、選挙権を有する。ただし、投票時点において既に正会員の地位を失っている者は投票できないものとする。
- (2) 選挙資格者名簿は作成しない。

8. 選挙の施行

[① 施行要項]

- (1) 投票の開始日及び締切日は、理事会で定める。
- (2) 投票は本人限りとする。
- (3) 選挙資格者1名あたりの投票(連記)数は、各支部選挙管理委員会において決定する。
選出人数が単数の場合の投票数は1とし、選出人数が複数の場合の投票(連記)数は選出人数が15名以下の支部においては選出人数の1/2を超えてはならず、選出人数が16名以上の支部においては選出人数の1/4から1/3程度とする。
- (4) 立候補者が2の(3)(4)(5)に定める人数以下の場合の選挙においては、当該分野の立候補者について信任投票を行う。投票は信任・不信任の二択とし、無記入については信任とみなす。
- (5) 投票はシステムを使用しおこなう。
- (6) 女性立候補者が専門分野へ立候補している場合、専門分野と女性枠の両方に投票を行うことができる。

[② 電子選挙システム]

- (1) システムのログインについては、会員ポータルサイトより行う。
- (2) 立候補・立候補者の告示・投票・投票結果のすべての事項はシステムより行う。

9. 当選者及び補欠者の選出

- (1) 選挙の当選者は、得票数の多い上位者から選出する。補欠者の順位も同様とする。
- (2) 選挙での当選順位が同一の場合、順位は年長者を優先とする。ただし、生年月日が同一の場合はくじ引きにより選出する。
- (3) 8の①の(4)の投票を行う選挙においては、信任票が投票者数の過半数である場合に当選とする。
- (4) 専門分野の当選者が定数に満たない場合には、内科分野の補欠当選者（次点者）を充てる。
- (5) 女性立候補者が専門分野・女性枠の両方で当選した場合、専門分野における当選を優先し、女性枠の次点者を繰り上げる。

10. 選挙結果の報告

- (1) 中央選挙管理委員会は、当選者に就任の意思を確認する。就任の意思がない場合、その当選者は除外し、次点者を繰り上げる。
- (2) 中央選挙管理委員長は会員および理事会に選挙結果を報告する。

11. 代議員（社員）の欠員補充

- (1) 65歳定年制による退任および定款による正会員の資格喪失により、代議員に欠員が生じた場合は、随時補充を行う。
- (2) 欠員補充は、退任した代議員と同じ専門分野である、選挙時の補欠当選者（次点者）を充てる。同じ専門分野が全て就任した場合は、内科分野の補欠当選者（次点者）を充てる。
- (3) 補欠の代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了する時までとする。

12. その他

- (1) 選挙に関するお知らせ(各種フォーマットを含む)は本会ホームページ、メールで案内を行う。
- (2) 各種問い合わせは、本会事務局 選挙担当（メール：senkyo@j-circ.or.jp FAX:03-6775-9115）を窓口とする。

以上